

議案第6号

みよし市介護保険条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定める等のため必要  
があるからである。

## みよし市介護保険条例の一部を改正する条例

みよし市介護保険条例（平成12年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「22,080円」を「20,280円」に改め、同項第2号中「35,880円」を「29,400円」に改め、同項第3号中「41,400円」を「29,688円」に改め、同項第4号中「46,920円」を「47,040円」に改め、同項第5号中「55,200円」を「58,800円」に改め、同項第6号中「60,720円」を「70,560円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同項第7号中「71,760円」を「76,440円」に改め、同項第8号中「82,800円」を「88,200円」に改め、同項第9号中「93,840円」を「99,960円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号中「104,880円」を「111,720円」に改め、同号ア中「700万円」を「520万円」に改め、同項第11号中「110,400円」を「123,480円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「620万円」に改め、同項第12号中「115,920円」を「135,240円」に改め、同号ア中「1,500万円」を「720万円」に改め、同項第13号中「121,440円」を「141,120円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「11,040円」を「10,284円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「11,040円」を「10,284円」に、「22,080円」を「17,640円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「11,040円」を「10,284円」に、「38,640円」を「29,400円」に改める。

第10条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後のみよし市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

みよし市介護保険条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>20,280円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>29,688円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>47,040円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>58,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>70,560円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が<u>120万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>76,440円</u></p> <p>ア以下 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>88,200円</u></p> <p>ア以下 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>99,960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>111,720円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>123,480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>135,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>141,120円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>22,080円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>35,880円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>46,920円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>60,720円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が<u>125万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>71,760円</u></p> <p>ア以下 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>82,800円</u></p> <p>ア以下 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>93,840円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>104,880円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>700万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>110,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>115,920円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,500万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>121,440円</u></p>

みよし市介護保険条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>10,284円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>10,284円</u>」とあるのは、「<u>17,640円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>10,284円</u>」とあるのは、「<u>29,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されているものについては納期限前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されているものについては特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>11,040円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>11,040円</u>」とあるのは、「<u>22,080円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>11,040円</u>」とあるのは、「<u>38,640円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>